

## 田村市民憲章検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 田村市の市民憲章を制定するため、田村市民憲章検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民代表者

(2) 学識経験者

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、市長公室において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、平成21年12月3日から施行する。

### (この告示の失効)

2 この告示は、市民憲章の制定をもって、その効力を失う。

### (招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。